

求職活動に関する申立書

渋谷区長 殿

私は保育所等の利用にあたり、確認同意欄の内容に同意し、かつ、記載内容のと
おりの活動を現在行っていることを申し立てます。

確認同意欄（必ず確認し☑をしてください）

- 求職活動中の人の支給認定期間は入園希望月から **3か月** です（保育の必要量は短時間）。**入園後2か月を経過した日までに就労を開始し、「就労証明書」及びその他保育を必要とする証明書の提出が必要となります。**
- 求職要件で入園し、入園希望月から2か月以内に就労を開始しなかった場合、3か月目の月末で**退園**となります。再入園を希望される場合、求職要件での再申込みは年度内1回限りとなります。
(例：4月入園で申込みをし、その後5月に入園した場合は6/1までに就労開始が必要です。)
- 求職要件での待機中に就労を開始せず支給認定期間終了を迎えた場合、保育園の入園申込みは**無効**となります。申込みの継続を希望する場合、当申立書の再提出が必要となります。
- 就労要件で入園後、退職により求職要件となった人は**退職日から2か月以内に就労を開始し、「就労証明書」を提出する必要があります。**提出がない場合は、**退職日から3か月を経過する日の月末で退園となります。**ただし、退職日が月末の場合に限り、就労開始及び就労証明書の提出期限を退職月の3か月後の初日までとします。
- [3月30日退職 ⇒ 5月30日までに就労し、就労証明書を提出しないと6月末で退園
3月31日退職 ⇒ 6月1日までに就労し、就労証明書を提出しないと6月末で退園
4月1日退職 ⇒ 6月1日までに就労し、就労証明書を提出しないと7月末で退園

年 月 日

住所:渋谷区

該当保護者氏名:

(子との続柄:父・母)

フリガナ
児童氏名:

(年 月 日生)

フリガナ
児童氏名:

(年 月 日生)

第一希望園または在籍園:

